

令和7年度避難地域鳥獣対策支援業務 企画プロポーザル公募要領

1 委託の趣旨・目的

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により、避難12市町村の一部ではそれまで居住していた住民が避難を余儀なくされた結果、住民不在の状況が続き、市街地内がイノシシ等の野生鳥獣の生息地となり、住宅地や河川内の竹林等をねぐらとし人を恐れないなど、イノシシ等の生態が変わってきたほか、近年ではニホンザルの生息域拡大や被害の増加という新たな課題も生じている。

これらのイノシシ等は、現在帰還している住民や一時帰宅をする住民、今後帰還しようとする住民も含め、今後コミュニティを再構築しようとする住民に対する大きな阻害要因となっているため、市街地から排除するなどの総合的な対策を講じることが必要である。

しかし、避難地域の市町村は復興業務が多く人手が不足している上、鳥獣の対策等に詳しい者が少ないため、イノシシ等の対策を進めるための人材が必要となっている。

そこで、避難地域鳥獣対策支援員により市町村職員の取組を支援し、地域住民と共に鳥獣対策に取り組み、住民の帰還を促進することでコミュニティの再構築を図る企画提案を募集し、最も優れた1社に業務を委託するため企画プロポーザル公募を実施する。

2 業務の内容

(1) 委託業務名

令和7年度避難地域鳥獣対策支援業務

(2) 業務の仕様等

別紙「令和7年度避難地域鳥獣対策支援業務委託仕様書（案）」のとおり

(3) 業務委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

(4) 委託限度額（見込み）

100,203,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 現在予定している金額であり、県議会での審議によっては変更・中止となる場合があります。なお、このことに伴い、本プロポーザル参加者又は業務委託予定者に損害が生じても、その損害については一切負担しません。

3 参加条件

本企画プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たしているものとします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 公募要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはな

された者(同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

(4) 次に掲げる者でないこと。

ア 役員等(提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(5) 県税を滞納している者でないこと。

(6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

(7) 本公募要領に示した業務を執行する体制が万全であり、期日を遵守し確実に履行できる能力を有すること。

(8) 業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。

(9) 本公募要領に示した業務に類似する業務を受注した実績があること。

(10) 本業務に係る打合せ等に迅速に対応できること。

(11) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

4 公募要領等の入手方法

本公募要領等については、福島県生活環境総務課のホームページからダウンロードして入手してください。なお、窓口又は郵送等での配付は行いません。

福島県生活環境総務課ホームページ：<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16005a/>

5 質問等の受付

質問については、次により受け付けます。受付期間中に「14 問合せ先及び関係書類の提出先」まで提出してください。

(1) 受付期間

令和7年2月14日(金)から令和7年2月19日(水)17時00分まで(必着)

(2) 提出方法

質問書(第1号様式)を、福島県自然保護課宛に電子メール、郵送、持参又はFAXにより送付してください。なお、電話による質問の受付は行いません。

ア 電子メール又はFAXによる場合

件名は「【質問書】避難地域鳥獣対策支援業務」とし、電話にて送付した旨お知らせく

ださい。

イ 郵送又は持参による場合

事前に郵送又は持参する旨を電話にてお知らせください。

また、郵送の場合は封筒に「質問書在中」と朱書きの上簡易書留などの配達記録が残る方法で、受付期間内に到達するように送付してください。

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、福島県生活環境総務課ホームページにおいて2月21日(金)以降に公表します。

なお、個別の回答は行いません。

6 参加届出書の提出【必須】

(1) 受付期間

令和7年2月14日(金)から令和7年2月26日(水)17時00分まで(必着)

(2) 提出方法

避難地域鳥獣対策支援業務企画プロポーザル参加届出書(第2号様式)により、福島県自然保護課まで持参又は郵送をしてください。なお、電子メール及びFAXによる提出は認めません。

※ 持参による提出の受付期間は月曜日から金曜日の9時00分から17時00分までとします。

※ 郵送の場合は封筒に「参加届出書在中」と朱書きの上簡易書留などの配達記録が残る方法で、受付期間内に到達するように送付すること。

7 企画提案書等の提出【必須】

(1) 提出期限

令和7年3月4日(火)17時00分まで(必着)

(2) 提出方法

提出書類を福島県自然保護課まで持参又は郵送をしてください。なお、電子メール及びFAXによる提出は認めません。

※ 持参による提出の受付期間は月曜日から金曜日の9時00分から17時00分までとします。

※ 郵送の場合は封筒に「参加届出書在中」と朱書きの上簡易書留などの配達記録が残る方法で、受付期間内に到達するように送付すること。

(3) 提出書類

下記書類を期限内に提出してください。

ア 避難地域鳥獣対策支援業務企画プロポーザル応募申込書(第3号様式)

イ 企画提案書、企画運営業務実施スケジュール及び過去の3年度分の類似業務実績(様式任意。ただし、日本産業規格A4版とする。)

ウ 事業経費積算書(様式任意。ただし、日本産業規格A4版とする。)

エ その他企画提案を説明するのに必要な書類

- オ 法人等概要書(第4号様式)
- カ 業務実施体制書(第5号様式)
- キ 担当者経歴書(第6号様式)
- ク 直近2年分の決算書又は事業報告書（収支状況がわかるもの）
- ケ 定款又は寄付行為の写し(法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するもの。)
- コ 登記事項証明書(応募申込書等を提出した日から3か月以内のもの)
※ 法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類。

(4) 提出部数

- ア～キ 7部（正本1部、副本6部）
- ク～コ 1部（正本1部）

8 企画提案書の記載内容

企画提案書には仕様書（案）に基づき、次の事項に注意して作成してください。

- (1) 避難地域鳥獣対策支援を円滑且つ着実に遂行できる具体的な提案を行ってください。
- (2) 企画提案書には、イメージ図を添付するなどし、分かりやすい企画提案書の作成に努めてください。

9 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となります。

- ア 公募要領等で示す条件に違反した企画提案書
- イ 虚偽の内容が記載されている企画提案書
- ウ プロポーザル審査委員会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した企画提案書
- エ 提出期限を過ぎて提出された場合
- オ 提出書類に不備があった場合
- カ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- キ 提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
- ク 企画プロポーザル審査会に参加しなかった場合
- ケ その他、福島県が予め指示した事項に違反した場合
- ※ 失格の有無については、令和7年3月6日（木）までに応募者へ書面及び電話により個別に連絡します。

(2) 複数提案の禁止

企画プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできません。

(3) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出してください。

(4) 費用負担

企画プロポーザルに要する経費等は、応募者の負担とします。

(5) その他

ア 参加者は、避難地域鳥獣対策支援業務企画プロポーザル応募申込書の提出をもって、本公募要領の記載内容を承諾したものとみなします。

イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて応募者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。

ウ 提出された企画提案書等は、返却しません。

エ 提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例（平成12年条例第5号）に基づく情報公開請求の対象となります。

10 企画プロポーザルの審査に関する事項

(1) 審査方法

企画プロポーザルによる各社からの提案を受け、福島県は企画プロポーザル審査会により、これを総合的に評価し、業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定します。（審査基準は下記参照）

(2) 審査会（プレゼンテーション）

ア 開催日時及び会場

・日時 令和7年3月11日（火）※時間は別途通知します。

・場所 福島県庁

（福島県福島市杉妻町2-16）

※ZOOMでの参加も可。ZOOM参加の場合は別途URL等通知します。

イ 所要時間

20分以内の説明と10分以内の質疑を実施します。

ウ 審査観点

コンセプト、企画内容、運営体制等を総合的に審査します。

エ 審査基準

審査基準は次のとおりとします。

【審査基準】

審査項目	評価の視点	配点	傾斜
コンセプト	仕様書（案）で示した避難地域鳥獣対策支援業務の趣旨に沿っているか。	5点	2
企画内容①	コミュニティの再構築を進める内容となっているか	5点	2
企画内容②	市町村が策定した個別計画の円滑な実施のため、市町村職員を支援できる内容となっているか	5点	2
企画内容③	鳥獣被害に苦しむ住民を支援できる内容になつ	5点	2

	ているか		
企画内容④	独自性、創造性のある内容になっているか。	5点	2
企画内容⑤	適切な運営が可能な内容になっているか。	5点	2
運営体制①	事業者のバックアップ体制として適切にスタッフが配置されるなど、十分な運営体制となっているか。	5点	2
運営体制②	十分な業務処理及び調整が可能な体制となっているか。	5点	1
運営体制③	無理のない業務スケジュールになっているか。	5点	2
過去の実績	当該業務の円滑な実施が期待できる過去の十分な実績（過去3年度分）があるか。	5点	1
事業費の妥当性	事業費の積算に妥当性があり、かつ最大の効果が見込める内容になっているか。	5点	2
合 計		100点満点	

【評価方法】

- ・審査項目毎に評価点を付す。
- ・評価基準は以下のとおりとする。

審査項目	審査基準	配点
コンセプト	十分に沿っている	5点
	概ね沿っている	4点
	普通（一定程度、趣旨に沿ったものとなっている）	3点
	趣旨からやや逸脱している	2点
	趣旨から逸脱している	1点
企画内容①～⑤	十分な内容になっている	5点
	概ね十分な内容になっている	4点
	普通（一定程度の内容になっている）	3点
	やや不十分な内容である	2点
	不十分な内容である	1点
運営体制①～③	十分に考慮されている	5点
	概ね十分に考慮されている	4点
	普通（一定程度考慮されている）	3点
	やや不十分である	2点
	不十分である	1点
過去の実績	類似業務実績が5件以上ある	5点
	類似業務実績が4件ある	4点
	類似業務実績が3件ある	3点

	類似業務実績が2件ある	2点
	類似業務実績が1件以下である	1点
事業費の妥当性	妥当性があり、最大限の効果が見込める	5点
	概ね妥当性があり、大きな効果が見込める	4点
	普通（一定程度の妥当性があり、かつ効果が見込める）	3点
	やや妥当性に欠け、見込める効果が少ない	2点
	妥当性に欠け、見込める効果がない	1点

【評価点の算出式】

- ・審査委員の合計点数（審査項目毎の点数（配点×傾斜）の合計）

【業務委託予定者の選定】

- ・業務委託予定者は、各審査委員の評価点数の合計得点が最も高く、かつ最低基準を満たしている者とする。
- ・最低基準は、評価配点の上限（100点）に審査委員数を乗じた評価配点合計の70%とする。
- ・得点の高い者が2人以上あるときは、得点の最も高い者の内、最も低価格の者を業務委託予定者とし、それに次ぐ低価格の者を次点者とする。

（3）通知等

- ア 審査の結果は、企画プロポーザル審査会参加者全員に通知します。
 - イ 選定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に書面により選定されなかった理由について回答を請求することができます。
- また、その回答は書面が到達した日から起算して10日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に行います。

なお、回答の内容は「請求者の総得点並びに最優秀者名及びその総得点」となります。

（4）契約の締結等

ア 仕様書の協議等

選定した業務委託予定者と県が協議し、委託契約にかかる仕様を確定した上で契約を締結します。

なお、仕様書の内容は業務委託予定者が提案した内容を基本としますが、提案内容のとおりに反映されない場合もあります。

イ 契約金額の決定

契約金額は、協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定します。なお、契約額は委託限度額を超えないものとします。

ウ その他

業務委託予定者と県との間で行う協議が整わない場合又は業務委託予定者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議します。

エ 契約保証金

委託候補者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納めな

ければなりません。ただし、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。

1.1 支援員の選考と委嘱について

支援員は業務受託予定者の雇用者のうちから知事が委嘱することとする。

支援員の選考にあたっては、業務受託予定者が選考会を開催し、福島県自然保護課も参加することとする。

1.2 主なスケジュール

(1) 企画プロポーザル公募要領の公告	令和7年2月14日（金）
(2) 企画プロポーザル質問受付期間	令和7年2月14日（金） ～令和7年2月19日（水）17時まで
(3) 企画プロポーザル質問回答	令和7年2月21日（金）以降
(4) 企画プロポーザル参加届出書の提出期間	令和7年2月14日（金） ～令和7年2月26日（水）17時まで
(5) 企画提案書等の提出期限	令和7年3月4日（火）17時まで
(6) 企画プロポーザル審査会の開催通知 (失格又は無効の有無を含む)	令和7年3月7日（金）まで
(7) 企画プロポーザル審査会	令和7年3月11日（火）
(8) 企画プロポーザル審査結果の通知	令和7年3月19日（水）以降
(9) 見積もり合わせ	令和7年3月21日（金）
(10) 契約締結、業務開始	令和7年4月1日（火）

1.3 その他

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

1.4 問合せ先及び関係書類の提出先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号（西庁舎10階）

福島県自然保護課 安田

電話：024-521-7210 FAX：024-521-7927 E-mail: shizen@pref.fukushima.lg.jp